

北烏山地区スポーツ施設の整備について

(付議の要旨)

北烏山2丁目の中央自動車道高架下の土地を活用したスポーツ施設整備について、平成30年度開設を目途に、新実施計画ならびにスポーツ推進計画に位置づけて取り組んでいくことを報告する。

1 主旨

区では、平成26年度からの新実施計画ならびにスポーツ推進計画において、区民が身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる場の確保を位置づけ、取り組んでいく予定である。この一環として、北烏山2丁目の中央自動車道高架下に平成26年4月に開設する「北烏山地区体育室第2運動広場」の隣地が活用できる見込みであることから、この場所に平成30年度開設を目途として、新たなスポーツ施設の整備を検討していく。

2 烏山地域のスポーツ施設の現状と必要性

スポーツ推進計画では、確保・整備すべきスポーツ施設を「拠点施設」「地域施設」「地区施設」の3つに分類している。このうち「地区施設」については、身近な活動の場である学校開放の活用を基本とし、地区の特性に応じて地区体育室や公園等で補完することとしている。さらに烏山地域には野球場やサッカー場などの大型施設がなく、小規模施設が数箇所しかないことから、「地域施設」としての役割や機能が十分ではないため、これらを補完する必要がある。

[参考] 烏山地域の区立スポーツ施設

- (1) 烏山中学校温水プール（南烏山4丁目）[地域施設]
- (2) 八幡山小地域体育館（八幡山1丁目）[地域施設]
- (3) 北烏山地区体育室（運動広場含む）（北烏山8丁目）[地区施設]
- (4) 北烏山地区体育室第2運動広場（北烏山2丁目）[地区施設]
（平成26年4月開設予定）
※当施設の隣地に整備を検討
- (5) 学校開放施設（10箇所）[地区施設]

3 整備場所

北烏山2丁目3番先（中央自動車道高架下土地）

※別紙1「配置図面」のとおり

4 整備手法

世田谷区が中日本高速道路株式会社から中央自動車道高架下土地を無償で借り受け、区立の地区スポーツ施設として整備する。

- 5 施設整備（案）
体育室として整備する。
※今後の検討を踏まえ、整備内容を早期に決定する。
- 6 開設時期
平成30年度（予定）
- 7 新実施計画への位置づけ（案）
平成26年度 地区施設整備検討
平成27年度 地区施設整備調査
平成28年度 地区施設整備設計
平成29年度 地区施設整備工事
- 8 概算経費
(体育室の場合) 平成28年度：約 6,000千円（設計）
平成29年度：約75,000千円（工事）
- 9 今後の予定
平成26年度 整備内容の検討
平成27年度 検討に基づく調査
平成28年度 設計
平成29年度 工事
平成30年度 開設